

令和2年5月18日

横浜市長  
林 文子 様

横浜市公共事業評価委員会  
委員長 森地 茂

令和元年度 第3回横浜市公共事業評価委員会の審議結果について

横浜市公共事業評価委員会は、令和元年度第3回横浜市公共事業評価委員会において、横浜市附属機関設置条例に定める担当事務に基づき、再評価3件及び事前評価2件を審議した結果、全ての評価案件について妥当としました。

1 委員会の開催経過

第3回委員会：令和2年3月17日(火) 9:30～11:30

	評価	事業名	所管局	審議結果
道路-6	再評価	主要地方道原宿六ツ浦 ((都) 上郷公田線)	道路局	妥当
道路-7	再評価	都市計画道路横浜藤沢線 (田谷小雀地区)	道路局	妥当
道路-8	再評価	市道田谷線	道路局	妥当
健福-1	事前評価	東部方面斎場 (仮称) 整備事業	健康福祉局	妥当
こ青-1	事前評価	丸山台公共施設整備事業 (地域ケアプラザ・コミュニティハウスの整備、南部児童相談所及び一時保護所の移転・再整備)	こども 青少年局	妥当

2 意見具申

なし

# 横浜市公共事業評価委員会 委員

(敬称略・50音順)

委員名	現職名	専門分野
(いしかわ えいこ) 石川 永子	横浜市立大学 国際総合科学部 国際都市学系 准教授	都市防災、復興まちづくり 都市計画・建築計画
(かまた もとゆき) 鎌田 素之	関東学院大学 理工学部 理工学科 准教授	衛生工学、水道工学
(たなか いねこ) 田中 稲子	横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院、准教授	建築環境工学 住環境
(なかむら ふみひこ) 中村 文彦	横浜国立大学 副学長・教授	都市交通計画、交通施設計画 都市計画、地域計画
(むろた まさこ) 室田 昌子	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 教授	都市計画 市街地・コミュニティ再生
(もちづき まさみつ) 望月 正光	関東学院大学 常務理事 経済学部 教授	財政学、公共経済
(もりち しげる) 森地 茂	政策研究大学院大学 政策研究センター所長 アカデミックフェロー、客員教授	社会基盤工学 国土政策、交通政策
(よこた しげひろ) 横田 樹広	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 准教授	都市生態計画 緑地保全・創出
(わしづ あゆ) 鷺津 明由	早稲田大学 社会科学部 教授	産業関連論 環境影響評価、環境政策

(令和2年3月31日まで)

令和元年度第3回横浜市公共事業評価委員会 会議録				
日 時	令和2年3月17日(火) 9時30分から11時30分			
開催場所	関内中央ビル(市庁舎側) 5階特別会議室			
出席委員	森地茂委員長 鎌田素之委員、田中稲子委員、中村文彦委員、横田樹広委員、鷺津明由委員(50音順)			
欠席委員	石川永子委員、室田昌子委員、望月正光委員			
事務局	財政局 公共施設・事業調整課 伊勢田課長			
説明者 (事務局以外)	1(1)	道路局	横浜環状道路調整課	木村担当課長 ※以下(道路局)
	1(2)	道路局	横浜環状道路調整課	木村担当課長 ※以下(道路局)
	1(3)	道路局	横浜環状道路調整課	木村担当課長 ※以下(道路局)
		道路局	事業推進課 建設課	桐山課長 角野課長 故島担当課長 ※以下(道路局)
	1(4)	健康福祉局	環境施設課	高岡担当課長 ※以下(健福局)
	1(5)	こども青少年局	こども家庭課	安藤担当課長 ※以下(こ青局)
		健康福祉局	地域支援課 岩瀬係長	※以下(健福局)
開催形態	公開(傍聴0人、報道機関1人)			
議 題	II 議事 1 審議 (1) [再評価] 主要地方道原宿六ツ浦((都)上郷公田線) [道路局] (2) [再評価] 都市計画道路横浜藤沢線(田谷小雀地区) [道路局] (3) [再評価] 市道田谷線 [道路局] (4) [事前評価] 東部方面斎場(仮称)整備事業 [健康福祉局] (5) [事前評価] 丸山台公共施設整備事業(地域ケアプラザ・コミュニティハウスの整備、南部児童相談所及び一時保護所の移転・再整備) [こども青少年局] 2 その他			
決定事項	1(1) 主要地方道原宿六ツ浦((都)上郷公田線) ・意見具申なしとした。対応方針(案)について「妥当」とした。 1(2) 都市計画道路横浜藤沢線(田谷小雀地区) ・意見具申なしとした。対応方針(案)について「妥当」とした。 1(3) 市道田谷線 ・意見具申なしとした。対応方針(案)について「妥当」とした。 1(4) 東部方面斎場(仮称)整備事業 ・意見具申なしとした。事業実施(案)について「妥当」とした。 1(5) 丸山台公共施設整備事業(地域ケアプラザ・コミュニティハウスの整備、南部児童相談所及び一時保護所の移転・再整備) ・意見具申なしとした。事業実施(案)について「妥当」とした。			

<p>議 事</p>	<p>はじめに</p> <p>(事務局) 委員会成立の定足数5名に達しており、会議が成立していることを報告 会議を公開することについて確認</p> <p>・第2回委員会の西谷浄水場再整備事業の再評価について報告</p> <p>(事務局) 令和元年11月12日に開催した第2回公共事業評価委員会で審議された西谷浄水場再整備事業の再評価の取り扱いについては、審議当日は事業内容の変更理由や定量的なメリット等について十分に伝えきれなかったため、後日補足説明することを条件に事業の継続を妥当として頂いた。その後、水道局から各委員へ補足説明を行い了解を頂いた。これを受け、補足説明の内容を踏まえ、再評価調書を修正し、確定した調書を公表する予定である。</p> <p>(各委員) 意見なし。</p> <p>・道路部会の審議結果について報告</p> <p>(事務局) 令和2年2月5日に開催した公共事業評価委員会道路部会において道路事業5件の再評価を審議頂き、全て「事業の継続が妥当」と意見を得た。なお、審議の中で説明が不十分であった事項(道路-4 主要地方道横浜生田(柚の木交差点)改良事業及び道路-5 市道長津田第34号線道路改良事業)については、補足を加えた上で再評価調書を確定し公表する予定である。</p> <p>(委員長) 当日部会長を務められた中村委員から何かあるか。</p> <p>(中村委員) 事務局の報告のとおりである。今回も道路事業の進捗及び用地の買収について十分な議論を行った。事務局から説明があったように国費の重点配分になることで事業費の補助を国からより多く得られる方法があり、上手く使うと進捗を図れるという切り口で議論を行い、道路-4 主要地方道横浜生田(柚の木交差点)改良事業については時間をかけて議論し、基本的には横浜市はタイミングを狙って適切な運用をしていることが確認できた。さらに、ほかの案件もそうだが、特に道路-5 市道長津田第34号線道路改良事業では、用地の確保あるいは沿道施設の工事等とのタイミングを図る調整があり、事業進捗がなかなかはかどらないことについて議論があったが、その理由をしっかりと調べ、明確な説明をされたと思う。</p> <p>II 議事</p> <p>(委員長) 議事II 1(1)~(3)についてまとめて説明を。</p> <p>(道路局) 議事II 1(1)から(3)について説明</p> <p>1(1) <u>主要地方道原宿六ツ浦((都)上郷公田線)について</u></p>
------------	--

(委員 長) 審議の前に確認だが、投資の効率性を評価する費用便益分析において「事業を実施する場合 (以下、with と呼ぶ)」と「事業を実施しない場合 (以下、without と呼ぶ)」の without のケースは、どのようなものなのか。

(道 路 局) 道路を整備した時と整備しない場合との比較をしている。

(委員 長) 具体的にはどういうことなのか。横浜環状南線とランプで接続するので上郷公田線は取り付け道路になるのであろう。

(道 路 局) はい。

(委員 長) その横浜環状南線に上郷公田線が繋がらないケースが without のケースとなるということか。

(道 路 局) はい。ランプに繋がらない場合である。

(委員 長) 分かった。上郷公田線について質問等あればどうぞ。

(鷺津委員) 基本的な質問で申し訳ないが、道路-6 と道路-7、道路-8 の B/C を並べて見ると、B (便益) の方は概ね大差ない数字だが、C (費用) の方は大きく異なり、結果として B/C が相当異なった数値となっている。B にはどのような要素が計算されて入っているのか。また、C がこれだけ異なるのはどのような理由によるのか。簡潔に教えてもらいたい。

(道 路 局) B は、走行時間の短縮による効果、ガソリン代などの走行経費の削減の効果、さらに交通事故の減少の効果といった3つの項目について便益の算定を行い、B として計上している。

(鷺津委員) それでは B は交通量に比例するようなものになると。

(道 路 局) はい。

(委員 長) ランプがない時にも、どこかからその交通が流れているだろう。その話を一緒に説明しないといけない。

(道 路 局) はい。ランプができることにより、交通量がネットワーク (道路網) で転換される。それにより、ある路線の交通量が空くことで走行時間が短縮し、スムーズに走行できることになる。

(委員 長) そうではなく、あるランプがないケースでは、交通量がなくなったり、どこかから迂回したりするわけだろう。マニュアルに記載されていることだけではなく具体的な説明をしてほしい。

(道 路 局) 横浜環状南線の場合では、インターチェンジで上郷公田線と接続することにより、例えば、環状4号線など周囲を迂回する幹線道路の間に上郷公田線のような関連街路ができることにより、環状4号線を通過していた交通が、環状4号線から迂回して上郷公田線に流れてくるような形になる。上郷公田線に車両の通行が転換されることで、環状4号線をこれまで通過していた車両が減少することにより、通行時間が短縮され、走行時間の短縮等が発生してくることで便益が発生してくる。

(鷺津委員) 環状4号線の方で評価するのか。

(道 路 局) 現在市内では環状4号線のほかにも環状3号線などあり、ネットワークにおいて上郷公田線ができることにより交通の流れが変わるので、そのことに

よる先述の3項目の便益の総計がBとして計上されている。

(委員長) Cは。

(道路局) Cは、上郷公田線の整備費として用地費や工事費、整備に係る費用を計上している。

(鷺津委員) それは理解している。道路-6のCが、道路-7や道路-8と比べて高額なのは、トンネルを掘るなど地下の工事があることが原因なのか。

(道路局) はい。

(鷺津委員) 道路-6のCが最も高く、道路-7、道路-8の順に徐々に低くなっているが、道路-6のCが高額なのはトンネルがあるからなのか。

(道路局) はい。道路の構造や躯体の形態により工事費が大きく左右されてくる。地下に道路を建設する場合は、コンクリート躯体等を整備していくことになり、それに伴い土砂の掘削量が増えることやトンネルの構築に係る費用が大きくなるのが、費用が高額となる原因である。

(委員長) 道路-6、道路-7、道路-8では計画延長も違う、さらに構造も違うということだな。

(横田委員) 横浜環状南線と一体整備した場合のB/Cはここに出されていないのだが、それは事業者が横浜市と違うからなのか。どのような理由によるのか。

(道路局) 事業者が横浜市と違うためである。国土交通省で横浜環状南線本線の再評価を既に実施している。本案件は横浜環状南線の関連街路ということで、先に説明したとおり、補助金の採択に必要であると国から横浜市で公共事業評価を実施するように求められたことから、本線とは切り分けて実施しているところである。

(委員長) ランプは横浜環状南線の方の仕事だと思うが、関連街路事業という話と、取り付けランプという話は、どう切り分けているのか。

(道路局) 事業費では、上郷公田線からランプに分岐する地点、もしくはランプから上郷公田線に合流する地点で切り分けている。ランプ自体は高速道路の横浜環状南線本線の施設になっている。ランプに分岐する部分までが街路事業、それより先の本線から出入りするランプ部分は高速道路事業との整理になっている。

(中村委員) 今回調書(案)に示された供用開始予定時期よりもさらに開通時期が遅れるリスクは何かあるのか。既に用地は取得しており、概ね予定通り事業が進む見込みであると理解して良いか。

(道路局) 横浜環状南線の現在の進捗状況を踏まえ、国が今回新たに工期を令和7年度まで延伸しているので、私どもとしてもこの工事は本線工事に合わせた形で事業を実施していくことを考えている。

(中村委員) 残り1%の用地が非常に重要な場所で後の進捗に大きく影響することはないのか。

(道路局) その用地は関連する外郭部分に位置し、本線への影響はほぼないと考えている。

(委員 長) 本案件と直接関係することではないのだが、先の説明における神戸橋から庄戸トンネル付近の現場写真で横浜横須賀道路の部分で3つのシールドと言われていたのは横浜環状南線本線とランプになるのか。

(道路 局) 全て本線になる。先進導坑で6つの穴を開け、その中に躯体を構築することになる。写真では、躯体の底部に当たる部分に3つの先進導坑があり、今後上の方にさらに3つの先進導坑を造ることになる。

(委員 長) 全て先進導坑なのか。

(道路 局) コンクリート躯体、ボックスカルバート状の躯体を構築することになる。現地は低土被りなのだが、周辺的生活環境に配慮し、地下から躯体を構築する工法を取っていると聞いている。

(委員 長) 横浜環状南線本線のためになぜ同じサイズの先進導坑が3つあるのか。

(道路 局) 写真に映っているのはまだ仮設の状態であり、3つの坑道が横に並んだ外側を長方形で囲んだ部分に、一体的な躯体が構築されることになる。

(委員 長) 先進導坑というのはかなり大きなものであり、このままでも車は通行できそうな大きさに見える。

(道路 局) 一般的には、NATMで掘るか上から掘削して躯体を構築することになるが、住宅地である周辺の環境を配慮して、地下から躯体を構築する方法としている。

(委員 長) もう一つ質問だが、元々意見が多く出ていた住宅地の中を庄戸トンネル付近まで地下を本線が通っているのか。

(道路 局) 庄戸トンネルから横浜横須賀道路の方へ東に向かい神戸橋交差点付近手前までトンネルが伸びていくようになる。

(委員 長) 住宅地の中に元々用地を用意してあったと思うが、そこは道路整備を既に完了しているのか。

(道路 局) 現在、地下で工事が行われている。

(委員 長) 地表部は。

(道路 局) この部分は全部地下になるため、地表部では作業は行っていない。

(委員 長) 取得していた用地は空き地になってしまうのか。

(道路 局) 地表の用地は空くような形になる。

(委員 長) 何になるのか。

(道路 局) そこは未定である。

(委員 長) 元々は地表部にも平面街路を整備する計画ではなかったのか。

(道路 局) 今説明しているのは、庄戸地区だが、そこから西側に向かって横浜環状南線は地下になるが、上郷公田線は地表部に街路整備される。

(委員 長) そうだな。庄戸地区の取得した用地は何にも使わないのか。

(道路 局) そこは未定である。

(委員 長) なぜ未定なのか。

(道路 局) その辺の整備は、事業者と地域等の中で話し合いが行われ、今後調整していくように聞いている。

(委員長) 地表部は市の用地ではないのか。

(道路局) 違う。先ほど説明したのは庄戸地区で、トンネルとなるため現在大規模な先進導坑がある部分となる。この部分の上部利用は、未定となっている。

(委員長) 元々道路計画が入る前からこの地区を住宅開発したのだから、道路用地として横浜市の土地になっているのではないのか。

(道路局) 事業者は、横浜市ではなく、国になる。土地は市で取得し、後に国へ売却している。

(委員長) 区分地上権ではなく全て用地を売却したから、そこで行うのは国の事業になるわけだな。

(道路局) はい。

(委員長) 本案件は意見具申なしとし、本案件の事業の継続は(対応方針(案)については)妥当で良いか。

(委員) 良い。

(委員長) 本件の審議については以上

#### 1(2) 都市計画道路横浜藤沢線(田谷小雀地区)について

(委員長) 質問等あればどうぞ。

(委員長) 先の説明で、本案件は地域高規格道路の候補路線と言われたか。

(道路局) はい。

(委員長) 地域高規格道路というのは自動車専用道路だな。

(道路局) はい。(※次ページ4行目にて訂正)

(委員長) では候補というのはどういう意味か。本案件は一般道だろう。一方、地域高規格道路という概念は自動車専用道路だろう。

(道路局) 高速道路というか、高規格道路にするというところで、極力沿道からのアクセスを制限したような道路になる。その中の候補路線である。

(委員長) 本案件は市道だが、高規格道路なのか。横浜藤沢線は地域高規格道路の候補路線だと説明された。地域高規格道路というのは準高規格と言われ、基本的に高規格道路である。現在整備を進めている本案件は一般市道だろう。だからこれが候補路線とはどういう意味なのかという質問である。もう一本道路を造るという意味の候補なのか、この道路自身が候補なのか。さらに候補だとすると、これは高規格道路なのか、一般道なのか。

(道路局) この路線自体が地域高規格道路の候補路線となっている。よって、地域高規格道路というような規格にあわせた形で現在整備を進めている路線になる。

(委員長) では自動車専用道路に準ずるようなものとなるのか。

(道路局) はい。沿道からのアクセスを極力制限する形となる。

(委員長) そうなると、そのためのアクセス道路やランプがまた必要となるわけだな。

(道路局) いいえ。特にランプではなく、沿道の出入りを極力制限するような形になるので、交差点が少なくなる形になっている。

(委員 長) 分からない。

(中村委員) 交差点の部分が少ないと言うのはゼロではないと聞こえるが、それを地域高規格道路といえるのか。

(道 路 局) 市内で言うと、環状 2 号線も地域高規格道路である。横浜藤沢線は、自動車専用道路ではないが、6 車線と車線数が多い道路になっており、地域高規格道路の候補路線になっている。

(委員 長) 環状 2 号線は地域高規格道路なのか。

(道 路 局) はい。あと、自動車専用道路でいうと、国道 16 号保土ヶ谷バイパスがなっている。

(中村委員) 自動車専用道路に準じる高規格な区間と市内街路的な区間の両方がある道路であることは認めるとして、環状 2 号線は全区間が地域高規格道路なのか。

(道 路 局) 新横浜から磯子の方に向かって整備されている道路が地域高規格道路である。

(中村委員) 羽沢横浜国大駅近辺の環状 2 号線はどうか。

(道 路 局) 磯子から新横浜までは地域高規格道路である。

(委員 長) 地域高規格道路に途中で変わっているのか。

(道 路 局) はい。極力スピードが落ちないようにアクセスや平面交差をなくしている。

(中村委員) 平面交差を少なくしているが、ゼロではないということか。

(道 路 局) 平面交差がゼロではない。

(委員 長) 本案件は意見具申なしとし、妥当で良いか。

(委 員) 良い。

(委員 長) 本件の審議については以上

#### 1 (3) 市道田谷線について

(委員 長) 質問等あればどうぞ。

(委 員) なし。

(委員 長) 本案件は意見具申なしとし、妥当で良いか。

(委 員) 良い。

(委員 長) 本件の審議については以上

#### 1 (4) 東部方面斎場（仮称）整備事業について

(委員 長) 議事Ⅱ 1 (4) について説明を。

(健 福 局) 議事Ⅱ 1 (4) について説明

(委員 長) 質問等あればどうぞ。

(田中委員) 調書（案）5 ページの既存市営斎場の活用では、工事期間が長くなることが見込まれると説明があったのだが、既存市営斎場というのは市営の 4 施設と民営西寺尾火葬場のことを指しているのか。

(健 福 局) 既存市営斎場は北部斎場、戸塚斎場、久保山斎場、南部斎場の 4 か所の市

営斎場である。

(田中委員) 4か所全て騒音や振動の配慮が必要な立地条件にあるということなのか。

(健福局) 市営斎場で敷地が広く面積的に増築が可能となる余裕があるのは、北部斎場と南部斎場になる。北部斎場の敷地面積は9haほどとなるが、山に囲まれた中に斎場があり、取り付け道路からトンネルを越えて斎場に入る地形的配置になっている。かなり高低差があるため、ここで増築するとなると大規模な造成工事が必要であり、斎場を営業しながら造成工事を行うことは厳しいと考え、こちらは断念した経緯がある。南部斎場の敷地面積は8haほどとなるが、こちらも山の中に造られた斎場になっており、トンネルと橋を通過して市道から繋がるような形になっている。こちらも大規模な造成工事が必要となり、増築は難しいと判断したところである。残りの久保山斎場と戸塚斎場については、敷地を既に限度一杯まで利用しており、火葬炉や駐車場、休憩室などを増築する余裕がないと考えている。

(鷺津委員) まず、現在の事業用地とその周辺は何に使われている場所なのか。次に、先の説明で災害時の被害リスクという単語があったが、これはどういう意味なのか。ある市営斎場が災害で使用できなくなった場合、代替的にほかの市営斎場を利用するという意味なのか。

(健福局) 事業用地は、横浜市有地であるが、使用目的がなかったため、地域に開放し野球やサッカー等に利用されている。

(鷺津委員) 事業用地の周辺部は工場地帯なのか。

(健福局) 工業専用地域になっているので、周辺は物流倉庫や工場が立地している。次に災害リスクの分散化だが、横浜市で地震が発生した場合、市内全てが同じ震度とはならず、区によって震度のリスクは相当変わってくるようになる。例えば、強い地震が発生し、市営斎場の1か所で仮に火葬ができないような状況になったとしても、分散化をしておけば、どこかの市営斎場は利用可能となることで、分散化した方が良く考えている。

(中村委員) まず調書(案)3ページの死亡者数の推計がどれくらい統計的に信頼できるものであるのか説明してもらいたい。横浜市内の死亡者数の動向をグラフで見ると、令和30年頃に1度平坦になり、その後再度上昇している。先の説明では死亡者数は増え続けると言われていたが、未来永劫増え続けるとは想像つかないので、この見込みはどこかで一定となるものなのか。次に、調書(案)7ページに経営主体と運営主体という単語があるのだが、何が違うのか。実際に現在市内には民営斎場が1か所あるので、なぜ公営なのか、公営と民営の役割分担をどう考えるのかをより丁寧に説明してもらいたい。

(健福局) 死亡者数の推計を示しているグラフがあるが、これは平成29年度に横浜市として将来人口を推計する中で死亡者数の推計をしたものである。

(中村委員) 将来人口推計において出された数値ということか。

(健福局) これは全て横浜市の統一データとして使用している。先ほどおっしゃったとおりこのグラフでは、令和24年に一旦ピークを迎え、その後若干平坦に

なり、さらに令和 31 年頃から再度増加するようなデータとなっている。長期的な傾向で見ると、最終的には年間死亡者数は 5 万人まで増加していくと考えている。

(中村委員) 年間死亡者数は 5 万人程度で一定となるのか。

(健 福 局) 現在の推計は令和 47 年までのものであるが、5 万人を超える見込みとなっている。次に、公営の役割についてだが、現在の「墓地、埋葬等に関する法律」が昭和 23 年に制定されているが、その 2 年前の昭和 21 年に国の通達で、火葬場の経営主体は、永続性、非営利性が担保される必要があるので、原則として、地方公共団体でなければならない、これにより難しい場合であっても、宗教法人、公益法人に限るとあった。それを受け横浜市でも平成 15 年に条例を作り、同様に先述の 3 つの団体に経営主体は限定している。横浜市にある民間斎場については、その通達や法律制定の前から存在しているため残っているというものである。仮に、今横浜市内で、民間の株式会社から火葬場の申請があった場合には、基本的に許可されないということになっている。

(中村委員) 経営と運営は違うという事だな。

(健 福 局) 経営は設置者になる。運営は広い意味で委託になっているが、その責任は横浜市ということになる。

(鎌田委員) 先ほど質問が出た災害のリスクのことで、資料では液状化について記載があるが、この場所の液状化の評価はどのようになっているのか。また、別紙 1 の 4 ページに整備用地の候補が記載されており、そのいずれも駅や高速道路から近いのだが、①の今回の用地は、実際には道路が曲がれないなど比較的幹線道路からアクセスが難しいと思うのだが交通のアクセスはどうか。

(健 福 局) 液状化については、液状化判定で一般的に用いられている液状化指数 (PL 値) による予測があり、PL 値が大きいものから順に、「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」、「液状化危険度はかなり低い」と 4 つの区分があり、この場所は「液状化する可能性がある」となっている。大きな地震が発生すると液状化することが想定されるため、設計を行う中で、杭を安定地盤まで打つか、もしくは地盤改良していくかを費用対効果も考慮しつつ検討していきたいと考えている。

(鎌田委員) 現在液状化対策の手法は未定のため、場合によっては事業費が変更される可能性もあるという理解で良いか。

(健 福 局) はい。ただ、この事業費の中には、安定地盤まで杭を打つ想定で費用を計上している。令和 2 年度に地質調査を行い設計に反映させていくことを考えている。事業用地では、別紙 1 の 4 ページに記載の候補地を 3 か所抽出した。これは地元の区役所にも協力を依頼し、斎場の建設が可能な広さの場所について洗い出した結果である。この内、②と③の場所は、既に別の事業予定が決まっていたため、斎場建設は不可能であると市として判断があり、結果的には①が残った。アクセスについては、高速道路からでは生麦インターチェ

ンジから非常に近い場所になっている。ただ、アクセスの上で課題が一つあると考えている。別紙4の2ページの下図を見てもらうと、片側2車線、延べ4車線の神奈川産業道路が事業用地の南側をほぼ東西に走っているが、事業用地の東側道路がクランク状にあり、神奈川産業道路とT字交差点になっているのだが、現状では中央分離帯があるために、東側の鶴見区の方から走って来た時には右折して入れないようになっている。このT字交差点で東側道路に入るには西側になる写真の左側から来て入る、さらに、事業用地から神奈川産業道路に出る時には写真の右の方に出ることになる。現在、周辺の交通量調査等を実施しており、私どもの希望としては、来年度から神奈川県警と協議を進め、このT字部分に交差点を設置するため、中央分離帯を除き信号を設けたい、さらに右折帯を設け安全に車両が右折できるようにしていきたいと考えている。

(鎌田委員) 斎場へのアクセス上の課題は、現在検討されていることが分かった。

(委員長) 別紙4の2ページの図で斎場用地と記載がある場所は、初めからその予定地としていた土地だったのか。

(健福局) この場所が当初から火葬場の予定地ということではありません。この辺りは、昭和11年頃に神奈川県が埋め立てを行った土地で、その時に横浜市がこの辺り一帯のおよそ4.7haの土地を持っていた。その後、終戦後には米軍に一時接收され、昭和47年に接收が解除された後、公共事業の代替地等で利用されていた。周辺の場所も当初横浜市有地であったが、再開発等による代替地として売却され、今回の用地が残ったという経過となっている。

(委員長) いつ斎場用地になったのか。

(健福局) 平成30年1月に横浜市として意思決定した。

(委員長) 先ほどの災害に係る質問に関係しての話だが、今年の法改正で災害危険区域などの4区域で「自己の業務の用に供する施設」の開発を原則禁止とする災害ハザードエリアにおける新規開発の抑制をする都市計画法や都市再生特別措置法などの改正が予定されていると思う。都市計画では、昭和43年に新都市計画法公布、旧都市計画法廃止し、昭和45年に市街化区域と市街化調整区域との線引き、ゾーニング(都市計画)を始めた。その時、既存で住宅地なら住宅地だと既存の市街地は市街化区域とした経緯があり、昭和50年以降に徐々にハザードマップが整備され、現在ではどの場所が災害危険地域であるか皆さんが知っているのだが、元々の都市計画とハザードマップ上の災害危険地域に齟齬があり、そのことがこれまで課題であった。今年災害レッドゾーン(災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)においては、住宅等に加え自己の業務の用に供する施設の新築は原則禁止に規制する法律改正があるはずだが、その話において本事業は大丈夫なのか。また、地震・津波など災害の際、多数の死亡者が発生することにもしっかりと対応していかなければいけないと思うが、この地域への高潮や津波対策として高さ4mは必要になるのではないかと想

像する。今回の斎場は火葬炉設備等を建物の2階以上に設けるので大丈夫だが、電源設備が下の階にあることはないか、また斎場施設は大丈夫であっても斎場までアクセスできないとなると問題だろう。そのようなことについて何かチェックがあると良いとの印象を持つのだが、今後のことで分かっていることがあれば教えてもらいたい。

(健 福 局) まず法改正による新築規制については、市として整備するにあたり建築局と連携を密に行い、法律上の規制に抵触しないようにしっかりと対応していきたいと思っている。次に最大クラスの地震が発生した際の津波浸水予測では、この地域は2m未満の津波を想定しており、高潮についても神奈川県の高潮浸水想定区域図では1m未満となっている。そもそも火葬炉は水に弱い設備のため、火葬炉や電気設備関係は2階以上に設けるということを設計事業者の決定の際に前提条件としていきたいと考えている。交通アクセスについては、災害発生時に火葬場まで至る道路ということになるが、この場所は幹線道路に囲まれているところであり、土木事務所の道路啓開作業、優先して道路を塞いでいる障害物を撤去するエリアに該当するため、数日経過すれば火葬が可能となると思っている。

(委 員 長) 今後の話になるが、遺体置場をどこにするか、また多数の方が集まっている時に地震が発生した場合はどのようにするのかなどいろいろなことがあるので、是非そのようなことも検討されると良いと思う。ちなみに令和元年9月の台風15号では、横浜市金沢区の臨海部で10m以上の高波により大規模な浸水被害が発生しただろう。あのように想定外の波浪が発生することもあるから、高潮浸水想定が1m未満で大丈夫ということは気になるころである。

(健 福 局) 神奈川県が平成31年4月に作成した最新の高潮浸水想定区域図を見ているのだが、おっしゃられたとおり想定外のことも起こり得ると思う。津波にも耐えられ、高潮も恐らくそこまではいかないとは思っているが、十分災害時に機能してくようなものにしていこうと思っている。

(横田委員) 火葬受付の市民優先予約の話があったが、市民以外の利用状況と川崎市など隣接する都市における取り扱いはどのような状況なのかを教えてもらいたい。

(健 福 局) 概ね近隣他都市においても、自らの市民を優先して予約を受け付けていることが一般的である。横浜市では、市民は7日前から予約できるが、市民以外は3日前からでないと予約できないので、利用者で混む冬場になると概ね市民の予約で一杯となり、市民以外の予約は実質的にできない状況になっている。川崎市も同じような状況であり、市民は10日前から予約が取れるのだが、市民以外は3日前でないと予約が取れないという取り扱いになっている。平成30年度の実績になるが、横浜市外の方が横浜市で火葬された割合は全体の3.3%とかなり低い。冬場は市民の利用者に占められるためほぼ空きがなくなるのだが、6月～9月は死亡者が少なくなるので、その時期は

比較的余裕があり市民以外の方も予約を取れる傾向はある。

(委員 長) 7日前に予約するとは、亡くなる前に予約するのか、違うだろう。

(健 福 局) 誤解させる言い方で申し訳ない。亡くなられてから7日後まで予約が取れるということである。

(委員 長) 7日以降、7日以上は待たせないということか。

(健 福 局) 予約受付時から利用日(火葬日)までの7日間は既に予約で埋まっている場合には、改めて次の日に予約をしていただくことになる。7日以上実際に待つということは、例えば、どうしても12時から火葬したいと時間帯を指定されることや、4つの市営斎場の中で利用する斎場を限定することなどの場合に限られ、さほどないものと思っている。

(委員 長) 本案件は意見具申なしとし、妥当で良いか。

(委 員) 良い。

(委員 長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

1(5) 丸山台公共施設整備事業(地域ケアプラザ・コミュニティハウスの整備、南部児童相談所及び一時保護所の移転・再整備)について

(委員 長) 議事Ⅱ 1(5)について説明を。

(文 観 局) 議事Ⅱ 1(5)について説明

(委員 長) 質問等あればどうぞ。

(委員 長) 市民意見募集の集約はまだ行っていないということか。

(こ 青 局) 市民意見募集は3月2日から4月1日までとなるため、これからになる。

(田中委員) 一時保護所の利用について教えてほしい。一つは一時保護所に保護される子供たちはどれぐらいの期間入所可能なのか。もう一つは、南部児童相談所において相談件数の増加が非常に大きく、児童虐待の件数が増加しているように印象を持つのだが、専用室の必要数の設定において、この部屋数で足りるのかということをごどのように予測されているか教えてもらいたい。

(こ 青 局) まず一時保護所の子供たちの入所期間は、児童福祉法の法律上、2か月未満と定められている。関係機関や親御さんとの様々な調整で、入所期間が2か月を超えるケースもあるが、基本的には、2か月未満となっている。平均日数では38日になる。調書(案)5ページにも記載しているが、南部児童相談所における児童虐待対応件数は平成28年度で871件、これが平成30年度には1,669件と増加している。これは南部児童相談所に限らず全ての児童相談所に同様な傾向がある。専用室数については、増加するニーズへ対応すること、効率的に相談や運営を行うことを踏まえ将来の必要数を算定し、現在の2倍程度に部屋数を増加することで対応できるものと考えている。

(田中委員) 一時保護所に平均38日間滞在することだが、今回の移転により、学区を越えてしまう子供たちが出てくると思うのだが、そこはどうか。

(こ 青 局) 基本的に一時保護所の中で全ての生活することとなる。

(田中委員) 授業も含まれるのか。

(こ 青 局) 授業も所内で受けることになる。だから、朝起床して、朝食を取り、所内で学習する、授業を受けることとなる。当然、散歩などの野外活動も一部取り入れてはいるが、原則的には、一時保護所の中で一日全て生活することになる。

(田中委員) 部活動も含めて学校から切り離されることになるということか。

(こ 青 局) はい。

(鷺津委員) 平均滞在日数の議論はあったが、一時保護所で預かる平均的な子供の数はどのようになるのか。

(こ 青 局) 横浜市全体として一時保護所の定員は 161 人であり、その内、南部児童相談所については 45 人の定員となる。内訳としては、2 歳から預かることが可能な幼児が 15 人、男子学童が 15 人、女子学童が 15 人となる。最近は、児童虐待や警察からの要請も増えている中で、一時保護所に入る子供の数が増加しており、先ほど 45 人の定員と話したが、45 人を超えて入所するようなことも続いている状態にある。

(鷺津委員) 横浜市全体や南部児童相談所における定員数の根拠として収容能力の観点から説明が可能なことは何かあるか。

(こ 青 局) 明確な根拠は特にないが、横浜市の一時保護所は現西部児童相談所の 1 か所のみであったときがあった。その後児童虐待の件数が増加していく中で手狭となり、徐々に一時保護所を各児童相談所に設けていくようになった。横浜市全体の一時保護所の定員数 161 人を、今後 171 人 +  $\alpha$  に増加していこうと計画を立てているところではあるが、南部児童相談所で何人という考え方はしていない。例えば、南部児童相談所の管轄エリアの方が一時保護された時も、南部児童相談所が満員であれば北部児童相談所の一時保護所に、あるいは中央児童相談所の一時保護所にとというような対応を取っているので、横浜市全体としてどのくらいの定員数が必要かを今後検討していくことになると考えている。

(鷺津委員) 今回の新築する機会に、定員数の設定を現行通りではなく、何らかの理論的な根拠に基づき増減することが必要と思うがどうか。

(こ 青 局) 南部児童相談所の定員数をいくつにするかというのは、今後の設計の中で反映させるため庁内で検討しているところではあるが、やはり保護する児童の状況によっては収容児童の集団が大きくなると運営なども難しくなってくる課題もあり、一つの施設にどれぐらいの収容能力を持たせるかということも含めて今後検討していくようになると考えている。

(鎌田委員) 横浜市全体として一時保護所の定員 161 人との数字を今回初めて見せて頂いたが、これは他都市と比べてはどうか。横浜市の人口約 375 万人に対して 161 人の定員数や人口数十万人当たり 1 か所しか児童相談所がないということはどうなのか。公共事業評価のため、そのことについてどうこう言えないと思うが、鷺津委員がおっしゃられたように今回新設されるのであれば、他都市の状況とも比較し、現状を踏まえて定数も多ければ減らせば良い

し、現状を見ると個人的には定員数が少ないような印象を持った。また、南部児童相談所及び一時保護所の所管区には金沢区もあるが、比較的高齢化が進んでいる地域もあると思う。随分広域にまとめられているとの印象を持つが、この事業だけではなく全体を含めて検討頂けないのかという意見である。

(こ 青 局) 児童相談所自体は、都道府県や政令市がそれぞれ設置するという形になるのだが、設置の状況は各都道府県や政令市でばらつきがある。例えば、福岡市では市内に一つの児童相談所になっているので、一つのエリアという意味では横浜市の規模感とほとんど変わらない。その一方で、もう少しきめ細やかな対応が行えるようにというところもあるので、現状の4所で足りているのかどうかについて何とも言えない。ただ、児童虐待数が増加している中で何か所の児童相談所であれば良いかというところについては今後検討していく課題と思っている。

(鷺津委員) 先ほどの回答で私が納得したのは、1か所の収容能力としては定員45人が最適であり、仮にそれを超えるようなことがある場合は、別の施設を今後建てるという考え方なのだろうと理解していたからである。

(こ 青 局) 最近では、定員161人を超えて児童が入所している状況が続いているので、一時保護所自体をどうするかということは喫緊の課題と思っている。一時保護所を単独で新たに造るという話もあるかもしれないし、また児童相談所が管轄するエリアを変更していくこともあるかもしれないが、どのような形にしていくかは今後の検討課題と考えている。

(鷺津委員) そのことを検討するのはどの部署なのか。

(こ 青 局) 私どもこども青少年局こども家庭課になる。

(鷺津委員) それでは、将来的にもし足りなくなった場合には、管轄するエリアを細かくするなど行うということか。

(こ 青 局) 横浜市の場合では、政令指定都市という事もあり、一時保護所は併設されていないが区役所における児童虐待への対応を行っている。これは一般の都道府県とは少し違う対応である。ただ、児童虐待の相談件数が多いからと言って施設が5か所、6か所と必要になるとの議論にはならないと思っている。先ほどおっしゃられたとおり一時保護所という収容する児童の生活環境はどの児童にも同じように提供する必要はあり、私どもとしてもこのことへの対応は課題と認識しているため、何かしらの対応はしていきたいと考えている。

(鷺津委員) 直接の窓口は区役所で行っているのか。

(こ 青 局) 一時保護所は児童相談所になる。

(鷺津委員) 例えば、児童相談所が市内にどれくらい必要かなど政策決定を行っている部署はどこか。

(こ 青 局) 私どもこども青少年局こども家庭課になる。

(中村委員) 地域ケアプラザ、コミュニティハウスと児童相談所を同じ建物に合築して

いくことをどう捉えるかだが、双方の施設機能の中で上手く融通できることはないのか。場合によっては、どちらかの施設の部屋を一時的に利用できるようにするなどの要件があっても良いと思うのだがどうか。また、ここまでの議論で気になるのは、実際に市街地の形成状態や人々の動きも決して市境を意識しているものではないことも多い。そのため、少なくとも隣接する川崎市や大和市、藤沢市などではどのようなになっているのかということ踏まえて、場合によっては、隣接の自治体との連携も有り得る前提でいろいろなことを考える方が良いとの意見である。

(こ 青 局) 地域ケアプラザは一般的な福祉保健サービス等を受ける利用が中心である一方で、児童相談所は先ほど相談機関と紹介したが、何か困りごとのある家庭の方が相談に来る、あるいは、虐待を受けた児童や養育不安を抱えている家庭があり実質的に保護しなければいけないと判断した際に、児童を保護する施設のため、利用する機関という意味で別々というか何かしら整合があるようなものではないと考えている。ただ、例えば、施設の中で会議室や相談対応等に利用できる床を相互に融通しあうことはあると思う。

(中村委員) 急に面談が複数入った場合や専用室が足りない時、児童相談所の小分けになった部屋を利用することができるのか、事前登録で利用可能になるのかなど、せっかく複数の施設がある時に様々な工夫やアイデアについて議論があって良いと思う。

(委 員 長) 今の話で別紙2を見ると地域ケアプラザ・コミュニティハウスの地域ケアルームは会議室で、児童相談所では、相談室、判定室、会議室となっているが、これは設計上の基準みたいなもので、実際利用する時はそうやって融通しあいながら使われると想像する。

(こ 青 局) 相談室、判定室は、基本的には面談を行う場所になる。

(委 員 長) それは別紙2に記載してある。

(こ 青 局) 児童相談所で会議に使う部屋では、9ページにある会議室1、会議室2という部屋を別に持っている。

(委 員 長) それは分かっている。実際に利用する時には、こちらが空いていたらこちらを使うということも当然あるのだろうということ。

(こ 青 局) はい。そのような融通の仕方ももちろんある。

(委 員 長) プライバシーの問題もありいろいろと難しいのだろう。

(横田委員) 別紙3の12ページに地域福祉保健事業の指標として、地域ケアプラザ等による地域福祉団体・機関とのネットワーク数という指標があり目標として高く設定されている。本事業におけるこのような利用団体による活動数などの予測値はあるか。

(健 福 局) 地域ケアプラザは現在、市内139か所が開所しており、かなりきめ細かく配置している。配置計画としては、中学校区に1か所程度設置することで整備を進めているが、利用団体の活動が多いところと少ないところがあるように地域ごとに違いがある。また丸山台地区にはまだ施設がないため、どれぐ

	<p>らの団体、活動数があるかということは把握できていない。丸山台地区に隣接する地区にある地域ケアプラザ等で活動されている丸山台地区の方々もいらっしゃると思うので、隣接する地区の地域ケアプラザ等にはその辺の確認をした上で、運営をして頂くようになると思っている。</p> <p>(横田委員) ネットワークは指標化がなかなか難しいと思うが、資料に目標値として件数があったので、本事業がこのことにどのように貢献出来るのかという観点から説明できるとさらに良いと思った。</p> <p>(委員長) 本案件は意見具申なしとし、妥当で良いか。</p> <p>(委員) 良い。</p> <p>(委員長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上</p> <p><u>2 その他</u></p> <p>・次年度の公共事業評価委員会について</p> <p>(委員長) 事務局からその他あるか。</p> <p>(事務局) 当委員会の委員の任期は本年3月31日となっており、2年間ありがとうございました。事務局から既に連絡しておりますが、令和2年4月から令和4年3月までの2年間も引き続き就任をお願いいたします。なお、次年度の公共事業評価委員会は、本年度と同様に3回程度の委員会の開催と必要に応じて部会の開催を予定しているが、詳細は改めて事務局から連絡をさせて頂く予定である。引き続き協力をお願いします。</p> <p>(委員長) その他あるか。</p> <p>(事務局) 特にありません。</p> <p>(委員長) 本日の議事は以上</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次第・座席表・委員名簿</li> <li>・資料① [再評価] 主要地方道原宿六ツ浦（(都) 上郷公田線）の調書など一式</li> <li>[再評価] 都市計画道路横浜藤沢線（田谷小雀地区）の調書など一式</li> <li>[再評価] 市道田谷線の調書など一式</li> <li>・資料② [事前評価] 東部方面斎場（仮称）整備事業の調書など一式</li> <li>・資料③ [事前評価] 丸山台公共施設整備事業（地域ケアプラザ・コミュニティハウスの整備、南部児童相談所及び一時保護所の移転・再整備）の調書など一式</li> </ul> <p>2 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の会議録は、委員に確認後、委員長に確認する。</li> <li>・本日の審議結果等の資料は、委員長の確認で確定する。</li> </ul>